

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人北海道社会基盤開発協会 と称する。

(主たる事務所等)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を 札幌市 に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第 3 条 当法人は、北海道全域の次世代を担う子どもを育てる学習環境の整備、地域のインフラを支える社会基盤の開発を目的とし、平時においては美化活動へのボランティア、災害時においては復旧支援に協力することで、地域の人たちのしあわせや笑顔を増やしていき、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 北海道内地域の学習環境の整備
- (2) 北海道内地域のインフラを支える社会基盤の開発
- (3) 次世代を担う子どもに対する防災教育を行う活動
- (4) 次世代を担う子どもに技術継承への関心を醸成する活動
- (5) 北海道内災害発生時のボランティアなどの復旧支援活動
- (6) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 会 員

(種別)

第 5 条 当法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 賛助会員当法人の事業を賛助するために入会した者

(入会)

第 6 条 当法人の会員となるには、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 35 条以下に定める社員総会（以下本定款では「総会」という。）において別に定める当法人所定の様式により申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

(経費の負担等)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、第18条第2項に規定する総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 総正会員が同意したとき。
2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
3. 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名及び住所等を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

2 総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、総正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総会の招集通知は、会日の1週間前までに各正会員に対して発する。

(議決権)

第17条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の入会
- (2) 会員の除名
- (3) 理事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他一般法人法第49条第2項に掲げる総会の決議

(議長)

第19条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(代理)

第20条 正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、総会ごとに代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第23条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事3名以上

(2) 監事1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

3 理事のうち、必要に応じて若干名を副代表理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は法令及びこの定款を定めるところにより当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期等)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) その他法令で定める取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第31条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 規則の制定、改正及び廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事、副代表理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第 6 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 4 0 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 4 1 条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第 4 2 条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 4 3 条 当法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 3 1 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 4 4 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 4 5 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- ①事業報告書
 - ②事業報告書の附属明細書
 - ③貸借対照表
 - ④損益計算書（正味財産増減計算書）
 - ⑤貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類を、主たる事務所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間、備え置き、社員及び債権者の閲覧に供する。

(剰余金の分配の禁止)

第46条当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、第18条第2項に規定する総会の決議をもって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、次の事由により解散する。

- (1) 第18条第2項に規定する総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。